
規 則

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第100号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和39年高知県規則第99号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（）」に、「第38条及び」を「第31条の7及び第38条並びに」に、「（以下「改正施行令）」を「。以下「改正政令）」に、「において」を「において読み替えて」に、「及び寡婦福祉資金貸付金」を「（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第16条に規定する母子福祉資金貸付金をいう。以下同じ。）、父子福祉資金貸付金（法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金をいう。第15条において同じ。）及び寡婦福祉資金貸付金（法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金をいう。第16条において同じ。）並びに特例児童扶養資金（改正政令附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金をいう。以下同じ。）」に、「決定通知」を「決定の通知」に改める。

第2条の見出しを「（母子福祉資金貸付金の貸付けの申請）」に改め、同条第1項中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第13条第1項の規定による貸付金」を「法第13条第1項の規定に基づき母子福祉資金貸付金」に改め、同条第2項中「に係る申請にあつては、」を「の種別に応じ、それぞれ」に、「添付するものとする」を「添付しなければならない」に改め、同項第1号中「事業開始資金及び」を「母子事業開始資金又は」に、「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改め、同項第2号中「修学資金（以下「修学資金）」を「母子修学資金（以下「母子修学資金）」に改め、同項第3号中「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「及び」を「又は」に、「就職支度資金（以下「就職支度資金）」を「母子就職支度資金（第4条第2項第3号において「母子就職支度資金）」に改め、同項第4号中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同項第5号中「生活資金」を「母子生活資金」に改め、同項第6号中「住宅資金」を「母子住宅資金」に改め、同項第7号中「転宅資金」を「母子転宅資金」に改め、同項第8号中「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改め、同項第9号中「結婚資金」を「母子結婚資金」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 前各号に掲げる資金 当該各号に定める書類のほか、知事が特に必要があると認めるもの
第2条第3項中「による貸付金」を「に基づき母子福祉資金貸付金」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体（法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。第5条第2項において同じ。）」に改め、同条第4項中「定款又は寄附行為」を「定款等」に改め、同項第2号中「理事であつて法第6条第1項に規定する配偶者のない女子」を「役員（法第6条第6項各号に定める役員をいう。第5条第2項第3号において同じ。）のうち配偶者のない女子（法第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。第5条第1項において同じ。）又は配偶者のない男子（法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。）」に、「、同条第6項」を「同条第6項」に、「配偶者のない女子であつて」を「配偶者のない者で」に、「証明する」を「証する」に改め、同項第3号中「母子福祉資金以外」を「母子福祉資金貸付金以外」に改め、同項第4号中「の行う全事業」を「が行う全ての事業」に改め、同項第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「規定によ

る」を削り、「その貸付金」を「その母子福祉資金貸付金」に、「相当と」を「相当であると」に、「貸付決定通知書」を「貸付決定通知書（以下「貸付決定通知書」という。）」に改め、同条第2項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「決定を行った」を「決定をした」に改める。

第4条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「貸付決定」を「母子福祉資金貸付金の貸付けの決定」に、「借主の」を「借主が」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「資金ごとに、」を「資金の種別に応じ、それぞれ」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 母子修学資金 就学したことを証する書類

第4条第2項第2号中「技能習得資金及び修業資金」を「母子技能習得資金又は母子修業資金」に、「知識又は技能」を「知識技能」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 母子就職支度資金 就職が決定したことを証する書類

第4条第3項中「貸付決定」を「母子福祉資金貸付金の貸付けの決定」に、「借主の」を「借主が」に改める。

第5条の見出しを「（母子福祉資金貸付金の借受者の氏名の変更等の届出）」に改め、同条第1項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「女子」を「配偶者のない女子」に改め、同条第2項中「貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に、「母子福祉団体（以下「借受け団体」という。）が、」を「母子・父子福祉団体が、その」に、「当該借受け団体」を「当該母子・父子福祉団体」に改め、同項第2号中「事業を廃止（相当期間にわたる休業等を含む。）した」を「当該事業を廃止した（相当期間にわたる休業等を含む。）」に改め、同項第3号中「理事」を「役員」に改め、同項第4号中「使用者を」を「貸付けの対象となった事業に使用される者を」に改める。

第6条の見出しを「（母子福祉資金貸付金の借受者の休学等の届出等）」に改め、同条第1項中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第2項中「又は改正施行令附則第4条第6項の規定による」を「の規定による資金の」に改め、同条第3項中「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第7条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は改正施行令附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金（以下「特例児童扶養資金」という。）」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「当該貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金」に、「及び」を「又は」に改め、「並びに改正施行令附則第4条第2項」を削り、「貸付金の増額」を「当該母子福祉資金貸付金の増額」に改め、同条第2項中「により貸付金」を「に基づき母子福祉資金貸付金」に、「申請する」を「申請しようとする」に改める。

第8条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金」に改め、同条第2項中「により貸付金を辞退又は減額しよう」とを「に基づき母子福祉資金貸付金の辞退又は減額を申し出よう」とに改め、同条第3項中「による申出」を「により申出書の提出」に、「貸付けを中止又は貸付金」を「当該母子福祉資金貸付金の貸付けを中止し、又は当該母子福祉資金貸付金」に改める。

第9条の見出し中「母子福祉資金の貸付金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条第1項中「第15条」を「第15条第1項」に、「貸付金の」を「母子福祉資金貸付金の」に、「行わなければ」を「しなれば」に改め、同条第2項中「改正施行令」を「改正政令」に、「に基づく」を「に基づく母子福祉資金貸付金又は特例児童扶養資金に係る」に、「行わなければ」を「しなれば」に改め、同条第3項中「改正施行令」を「改正政令」に、「に基づく」を「に基づく特例児童扶養資金に係る」に、「行わなければ」を「しなれば」に改める。

第10条の見出しを「（母子福祉資金貸付金の償還免除等の通知）」に改め、同条中「に規定す

る」を「の規定による」に、「貸付金の償還の免除又は」を「母子福祉資金貸付金の償還の免除又は母子福祉資金貸付金若しくは特例児童扶養資金に係る」に改め、「当該借受者に」を削る。

第11条の前の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金等」に改め、同条第1項中「申請書等」を「書類」に、「当該居住地」を「当該申請者又は借受者の居住地」に、「第14条第1項に規定する」を「第14条第1項の」に、「」を経由して提出しなければ」を「」を経由してしなければ」に、「この場合において、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者は、当該町村長を経由して提出しなければならない。ただし、第3号の住所の変更届にあつては、当該福祉事務所の管轄区域外へ住所を変更したときは、旧居住地を管轄する福祉事務所長を経由し提出しなければならない」を「ただし、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する申請者又は借受者は、当該町村長を経由して提出するものとする」に改め、同項第1号及び第2号中「規定による」を削り、同項第3号中「規定による氏名又は住所の変更届」を「氏名・住所変更届」に改め、同項第4号中「規定による休学届及び」を「休学届又は」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「規定による」を削り、同項第8号中「規定による貸付辞退申出書及び」を「貸付辞退申出書又は」に改め、同項第9号から第11号までの規定中「規定による」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項第3号に掲げる氏名・住所変更届については、借受者がその居住地を管轄する福祉事務所の管轄区域外に住所を変更したときは、同項の規定にかかわらず、当該借受者の変更前の居住地を管轄する福祉事務所長を経由して提出しなければならない。

第11条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「当該福祉事務所長」を「福祉事務所長」に、「付して当該申請書」を「付し、当該貸付申請書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項後段」を「第1項ただし書」に、「申請書等」を「書類」に、「当該町村長」を「町村長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号から第11号までに掲げる書類については、借受者が県の区域外に居住するときは、同項の規定にかかわらず、当該借受者の県内における最後の居住地を管轄する福祉事務所長を経由して提出しなければならない。

第12条中「による申請書を提出した」を「により申請をした」に、「経過して行う」を「経過してする」に改め、同条第1号中「第3条の規定による貸付決定通知書及び」を「第3条第1項の貸付決定通知書又は同条第2項の」に改め、同条第2号中「償還免除申請及び支払猶予申請に対する承認通知書及び」を「承認通知書又は」に改める。

第13条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条中「規定による」を「規定に基づき」に、「整理する」を「及び整理する」に改め、同条ただし書中「管理及び利用する」を「管理し、及び利用する」に、「行い得る」を「行うことができる」に改める。

第14条の見出し中「母子福祉資金」を「母子福祉資金貸付金」に改め、同条中「借受者指導表」を「借受者指導表（第17条第3号において「借受者指導表」という。）」に、「整理して」を「及び整理して」に改める。

第16条第1号中「前条において」を「これらの規定を第15条及び前条において読み替えて」に、「申請書等」を「書類」に改め、同条第2号中「前条において」を「これらの規定を第15条及び前条において読み替えて」に改め、同条第3号中「第14条（」を「第14条（第15条及び」に改め、同条を第17条とする。

第15条の見出し中「寡婦福祉資金」を「寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条中「前条」を「第14条」に、「第11条第1項第11号」を「第11条第1項（第11号に係る部分に限る。）」に、「第32条第1項において準用する法第13条第1項及び第3項並びに法第32条第3項において準用する法第14条の規定による寡婦福祉資金」を「法第32条の規定に基づく寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条の表を次のように改め、同条を第16条とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	法第13条第1項	法第32条第1項
第2条第2項	法第13条第1項	法第32条第1項
第2条第2項第1号	施行令第7条第1号	施行令第36条第1号
	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金
	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金
第2条第2項第2号	施行令第7条第3号	施行令第36条第3号
	母子修学資金	寡婦修学資金
第2条第2項第3号	施行令第7条第4号	施行令第36条第4号
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
第2条第2項第4号	施行令第7条第7号	施行令第36条第7号
	母子医療介護資金	寡婦医療介護資金
第2条第2項第5号	施行令第7条第8号	施行令第36条第8号
	母子生活資金	寡婦生活資金
第2条第2項第6号	施行令第7条第9号	施行令第36条第9号
	母子住宅資金	寡婦住宅資金
第2条第2項第7号	施行令第7条第10号	施行令第36条第10号
	母子転宅資金	寡婦転宅資金
第2条第2項第8号	施行令第7条第11号	施行令第36条第11号
	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金

第2条第2項第9号	施行令第7条第12号	施行令第36条第12号
	母子結婚資金	寡婦結婚資金
第2条第3項	法第14条	法第32条第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
	第5条第2項	第16条において読み替えて準用する第5条第2項
第2条第4項第2号	第5条第2項第3号	第16条において準用する第5条第2項第3号
	をいう。第5条第1項において同じ	をいう
	同条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの	同条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は同条第4項に規定する寡婦
第2条第4項第3号	母子福祉資金貸付金以外	寡婦福祉資金貸付金以外
第3条第1項	前条第1項又は第3項	第16条において読み替えて準用する前条第1項又は第3項
第4条第1項	前条第1項	第16条において読み替えて準用する前条第1項
第4条第2項第1号	母子修学資金	寡婦修学資金
第4条第2項第2号	母子技能習得資金又は母子修業資金	寡婦技能習得資金又は寡婦修業資金
第4条第2項第3号	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
第4条第3項	前条第1項	第16条において読み替えて準用する前条第1項
第5条第1項	法第13条第1項	法第32条第1項
	施行令第9条第3項	施行令第38条において読み替えて準用する施行令第9条第3項

	配偶者のない女子	寡婦（法第6条第4項に規定する寡婦をいう。）
	就職し、就学し	就学し
第5条第2項	法第14条	法第32条第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
第6条第1項	母子修学資金	寡婦修学資金
第6条第2項	施行令第12条	施行令第38条において読み替えて準用する施行令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）
	施行令第9条第3項	施行令第38条において読み替えて準用する施行令第9条第3項
第6条第3項	法第13条第3項	法第32条第2項
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	施行令第7条第3号から第5号まで又は第8号	施行令第36条第3号から第5号まで又は第8号
第8条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
第9条第1項	法第15条第1項	法第32条第5項において準用する法第15条第1項
第9条第2項	施行令第19条第1項又は改正政令附則第4条第8項	施行令第38条において読み替えて準用する施行令第19条第1項
	又は特例児童扶養資金に係る	に係る
第10条	前条第1項又は第2項	第16条において読み替えて準用する前条第1項又は第2項
	若しくは特例児童扶養資金に係る	に係る
第11条第1項第1号	第2条第1項	第16条において読み替えて準用する第2条第1項

第11条第1項第2号	第4条第1項	第16条において読み替えて準用する第4条第1項
第11条第1項第3号	第5条第1項	第16条において読み替えて準用する第5条第1項
第11条第1項第4号	第6条第1項	第16条において読み替えて準用する第6条第1項
第11条第1項第5号	第6条第2項	第16条において読み替えて準用する第6条第2項
第11条第1項第6号	第6条第3項	第16条において読み替えて準用する第6条第3項
第11条第1項第7号	第7条第2項	第16条において準用する第7条第2項
第11条第1項第8号	第8条第2項	第16条において準用する第8条第2項
第11条第1項第9号	第9条第1項	第16条において読み替えて準用する第9条第1項
第11条第1項第10号	第9条第2項	第16条において読み替えて準用する第9条第2項
第11条第3項	第1項第2号から第11号まで	第1項第2号から第10号まで
第11条第6項	、同項第10号に掲げる償還金支払猶予申請書又は同項第11号に掲げる特例児童扶養資金据置期間延長申請書	又は同項第10号に掲げる償還金支払猶予申請書
第12条	第9条第1項若しくは第2項	第16条において読み替えて準用する第9条第1項若しくは第2項
第12条第1号	第3条第1項	第16条において読み替えて準用する第3条第1項
第12条第2号	第10条	第16条において読み替えて準用する第10条
第13条	法第13条第1項	法第32条第1項

	法第14条	同条第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
--	-------	---------------------------------

第14条の次に次の1条を加える。

（父子福祉資金貸付金の貸付け）

第15条 第2条から前条まで（第9条第3項及び第11条第1項（第11号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、法第31条の6の規定に基づく父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
第2条第2項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
第2条第2項第1号	施行令第7条第1号	施行令第31条の5第1号
	母子事業開始資金	父子事業開始資金
	母子事業継続資金	父子事業継続資金
第2条第2項第2号	施行令第7条第3号	施行令第31条の5第3号
	母子修学資金	父子修学資金
第2条第2項第3号	施行令第7条第4号	施行令第31条の5第4号
	母子技能習得資金	父子技能習得資金
	母子修業資金	父子修業資金
	母子就職支度資金	父子就職支度資金
第2条第2項第4号	施行令第7条第7号	施行令第31条の5第7号
	母子医療介護資金	父子医療介護資金
第2条第2項第5号	施行令第7条第8号	施行令第31条の5第8号
	母子生活資金	父子生活資金
第2条第2項第6号	施行令第7条第9号	施行令第31条の5第9号

号	母子住宅資金	父子住宅資金
第2条第2項第7号	施行令第7条第10号	施行令第31条の5第10号
	母子転宅資金	父子転宅資金
第2条第2項第8号	施行令第7条第11号	施行令第31条の5第11号
	母子就学支度資金	父子就学支度資金
第2条第2項第9号	施行令第7条第12号	施行令第31条の5第12号
	母子結婚資金	父子結婚資金
第2条第3項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
	第5条第2項	第15条において読み替えて準用する第5条第2項
第2条第4項第2号	第5条第2項第3号	第15条において準用する第5条第2項第3号
	をいう。第5条第1項において同じ	をいう
第2条第4項第3号	母子福祉資金貸付金以外	父子福祉資金貸付金以外
第3条第1項	前条第1項又は第3項	第15条において読み替えて準用する前条第1項又は第3項
第4条第1項	前条第1項	第15条において読み替えて準用する前条第1項
第4条第2項第1号	母子修学資金	父子修学資金
第4条第2項第2号	母子技能習得資金又は母子修業資金	父子技能習得資金又は父子修業資金
第4条第2項第3号	母子就職支度資金	父子就職支度資金

第4条第3項	前条第1項	第15条において読み替えて準用する前条第1項
第5条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
	施行令第9条第3項	施行令第31条の7において読み替えて準用する施行令第9条第3項
	配偶者のない女子	配偶者のない男子（法第6条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。）
第5条第2項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）
第6条第1項	母子修学資金	父子修学資金
第6条第2項	施行令第12条	施行令第31条の7において読み替えて準用する施行令第12条
	施行令第9条第3項	施行令第31条の7において読み替えて準用する施行令第9条第3項
第6条第3項	法第13条第3項	法第31条の6第3項
第7条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
	施行令第7条第3号から第5号まで又は第8号	施行令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号
第8条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
第9条第1項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項
第9条第2項	施行令第19条第1項又は改正政令附則第4条第8項	施行令第31条の7において読み替えて準用する施行令第19条第1項
	又は特例児童扶養資金に係る	に係る
第10条	前条第1項又は第2項	第15条において読み替えて準用する

		前条第1項又は第2項
	若しくは特例児童扶養資金に係る	に係る
第11条第1項第1号	第2条第1項	第15条において読み替えて準用する第2条第1項
第11条第1項第2号	第4条第1項	第15条において読み替えて準用する第4条第1項
第11条第1項第3号	第5条第1項	第15条において読み替えて準用する第5条第1項
第11条第1項第4号	第6条第1項	第15条において読み替えて準用する第6条第1項
第11条第1項第5号	第6条第2項	第15条において読み替えて準用する第6条第2項
第11条第1項第6号	第6条第3項	第15条において読み替えて準用する第6条第3項
第11条第1項第7号	第7条第2項	第15条において準用する第7条第2項
第11条第1項第8号	第8条第2項	第15条において準用する第8条第2項
第11条第1項第9号	第9条第1項	第15条において読み替えて準用する第9条第1項
第11条第1項第10号	第9条第2項	第15条において読み替えて準用する第9条第2項
第11条第3項	第1項第2号から第11号まで	第1項第2号から第10号まで
第11条第6項	、同項第10号に掲げる償還金支払猶予申請書又は同項第11号に掲げる特例児童扶養資金据置期間延長申請書	又は同項第10号に掲げる償還金支払猶予申請書
第12条	第9条第1項若しくは第2項	第15条において読み替えて準用する第9条第1項若しくは第2項
第12条第1号	第3条第1項	第15条において読み替えて準用する

		第3条第1項
第12条第2号	第10条	第15条において読み替えて準用する第10条
第13条	法第13条第1項	法第31条の6第1項
	法第14条	同条第4項において読み替えて準用する法第14条（各号を除く。）

別記様式を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定は、平成26年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

◎母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則